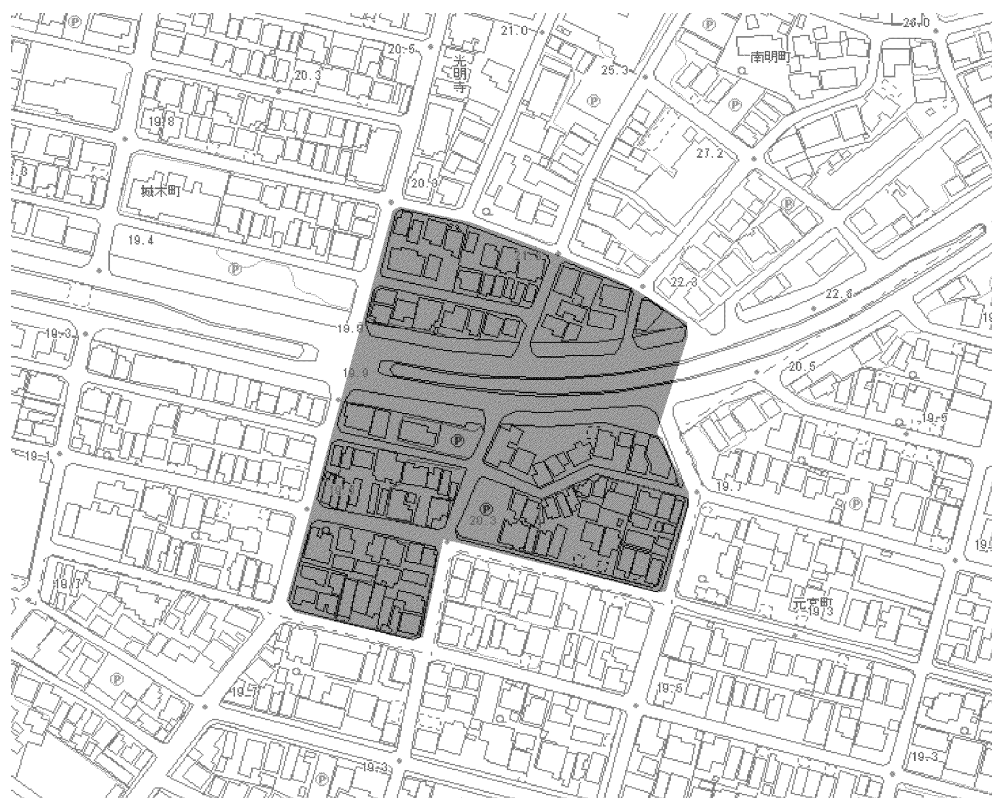


南明町3丁目

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区南明町3丁目

【最初の認可】 平成3年6月3日 【最近の認可年月日】 平成28年10月3日 【認可番号】 28指令住建指第92号

【有効期間】 令和3年10月3日 より 5年間

【用途地域】 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

【制限の概要】

- 1 階数は地階を除き3以下とする。
- 2 建築物の高さは現状の地盤面から12m以下とする。
- 3 次の用途の建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
 - ①住戸の床面積が30㎡以下のワンルームマンション。
 - ②風俗営業及び風俗関連営業の用途に供するもの。
 - ③遊技場(マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター等)。
- 4 共同住宅等においては住戸数、住室数の80%以上の台数の駐車場を確保する。
- 5 形態、意匠、色彩は健全な住宅地にふさわしいものとする。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、市街地建築係(電話052-972-2918)でご確認ください。